

不在者投票のできる施設における 不在者投票の事務処理説明会



令和8年1月
都城市選挙管理委員会

目 次

- 1 都城市議会議員選挙について
- 2 不在者投票制度とは
- 3 不在者投票のできる期間
- 4 不在者投票をすることができる人
- 5 不在者投票管理者
- 6 不在者投票立会人
- 7 投票用紙等の請求の方法
- 8 投票記載場所の整備
- 9 投票の方法
- 10 投票後の確認
- 11 不在者投票の送致
- 12 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還
- 13 不在者投票に要する経費の請求

1 都城市議会議員選挙について

手引き

2P

◎執行日程

告示日 令和8年1月18日(日)

投開票日 令和8年1月25日(日)

◎期日前・不在者投票期間

令和8年1月19日(月)～24日(土) 6日間

1 都城市議会議員選挙について

手引き

2P

◎ 選挙人名簿に登録される人

①住所要件

令和7年10月17日までに住民基本台帳に登録され、
引き続き都城市内に居住している人

②年齢要件

投票日現在(1月25日)で満18歳以上の人
(平成20年1月26日までに生まれた人)

2 不在者投票制度とは

手引き

2P

当日投票の例外として、
投票日の前にあらかじめ投票ができる制度

その一つとして、

県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院、入所している方などが、その施設内で投票する

3 不在者投票のできる期間

手引き

2P

- ・告示日の翌日(1/19)から投票日の前日(1/24)まで
- ・午前8時30分から午後5時まで

1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
告示日	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	投票日
×	○	○	○	○	○	○	×

※ 投票用紙等を送致するのに要する期間等を考慮して、不在者投票日を設定してください。

※ 投票用紙等の請求は、告示日前でも可能

4 不在者投票をすることができる人

手引き

3P

都城市議会議員選挙の選挙人名簿に登録されている人で、かつ指定病院等に入院(所)中の人で、次のいずれかに該当する人

(1) 投票区の区域内の指定病院等に入院(所)中で、病気、負傷等のため、歩くのが困難である見込みの人

(2) 投票区の区域外の指定病院等に入院(所)中の見込みの人
※「歩くのが困難」要件は不要

(3) 投票日に刑事施設等に収容されている見込みの人

5 不在者投票管理者

手引き

3P

◎不在者投票管理者 = その指定病院等の長

不在者投票管理者の役割

- ・ 不在者投票に関する手続きについて最終的な決定権を持つ
- ・ 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行する

6 不在者投票立会人

手引き

4P

最低一人の立会人が必要

- ・不在者投票の執行状況の監視者
- ・不在者投票の事務には携わらない。

立会人を欠くと、指定施設における
不在者投票が無効となるので注意



市内の施設においては、「外部立会人」の選任を
希望される場合は、市選挙管理委員会へお申し
出いただければ、派遣いたします。

7 投票用紙等の請求の方法

手引き

4. 5P

◎選挙人からの依頼を受けて、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求できます（代理請求）

- ① 選挙人が、選挙当日に指定病院等に入院（所）中であり、不在者投票ができる者であること。
- ② 選挙人から依頼があった場合に選挙人が「依頼書」（様式2）へ署名（代筆可）
- ③ 「投票用紙等請求書（代理請求用）」（様式3）を作成し、②の写しを添付して直接または郵便で市選管へ請求

受領・請求後

投票用紙等は、施錠可能な場所で厳重に保管すること

8 投票記載場所の整備

手引き

5P

- ・施設内で不在者投票を行う場所・日時をあらかじめ周知する
- ・投票が済んだ者や無用の者を退出させられる部屋で行う
- ・標札を掲げる。例「〇〇病院不在者投票記載場所」
- ・他人が投票記載内容を見ることができないこと
- ・管理者、立会人が選挙人の行動を見通せること
- ・候補者の氏名等を記載したポスター等は撤去する
(候補者の氏名掲示は不可、投票所外での閲覧は可)
- ・投票記載場所には筆記具を用意しておくこと

9 投票の方法

手引き

5、6P

(1) 選挙人本人であることの確認

家族又は付き添いの方が代わって投票することはできません。

(2) 投票用紙等の交付(代理請求の場合)

投票記載場所において記載する直前に選挙人に一人ずつ投票用紙・内封筒・外封筒を交付。

(3) 外封筒に添付したシールの確認

投票用紙・封筒は、外封筒に貼り付けられたシールに記載された選挙人専用ですので、氏名を必ず確認してから本人に交付してください。

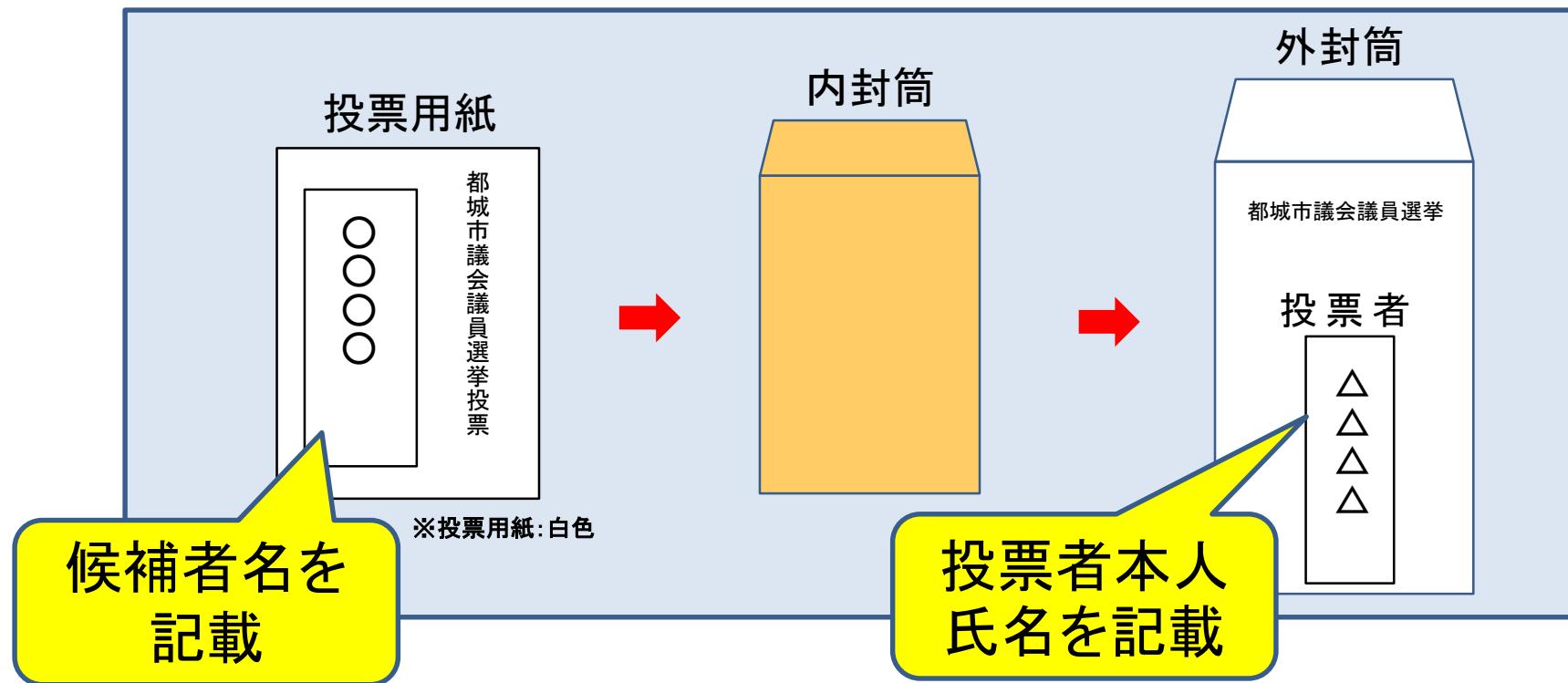
9 投票の方法

手引き

5、6、7P

(4)投票の手続

都城市議会議員選挙の投票



9 投票の方法

手引き

5、6、7P

(5)代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名等を書くことができない方は、代理投票が可能。

◎代理投票補助者(2人)

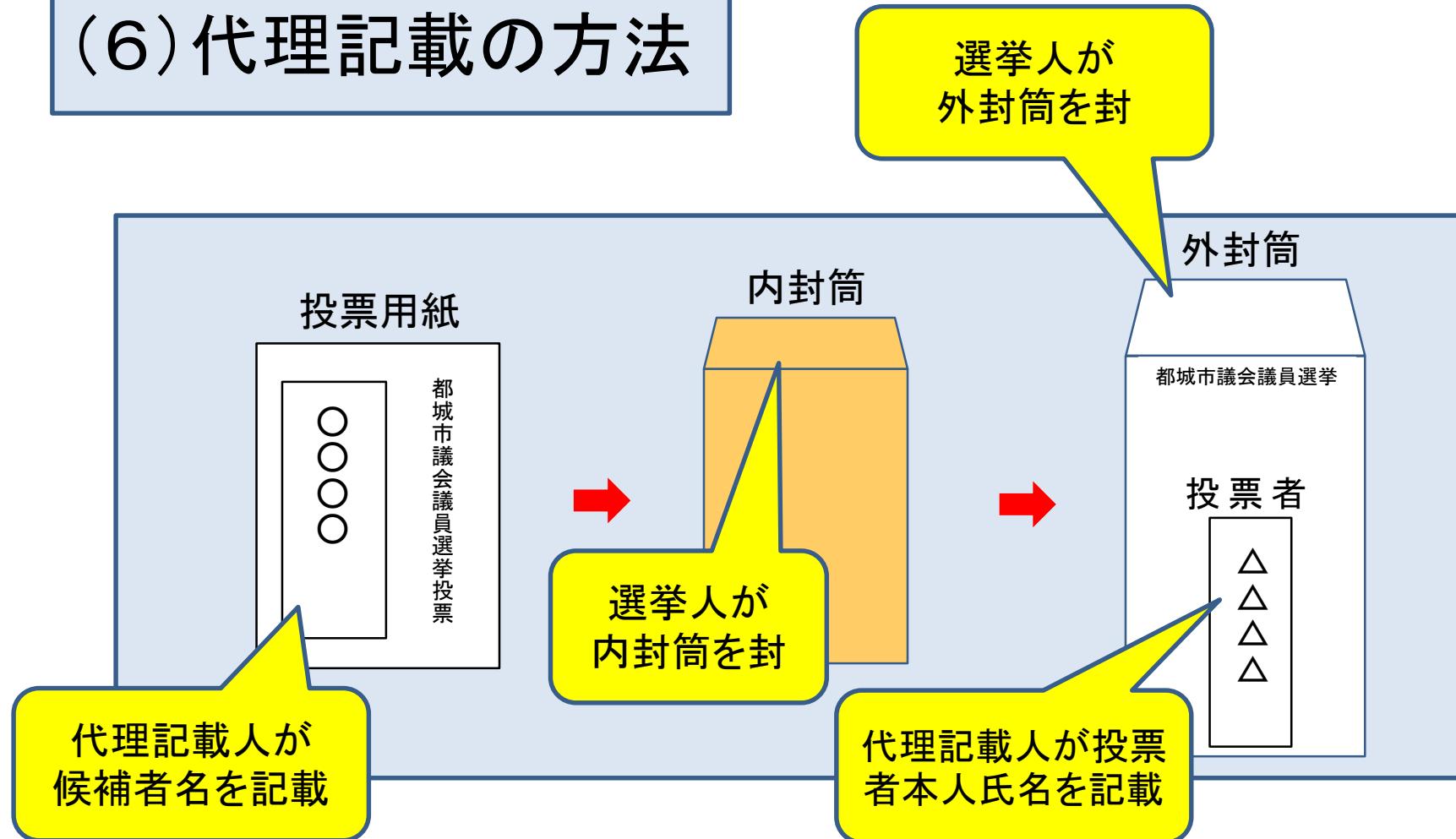
- 代理記載人
- 代理記載の立会人

9 投票の方法

手引き

6、7P

(6)代理記載の方法



9 投票の方法

手引き

7P

(7) ベッドの上での投票

重病人等歩行困難な選挙人の投票については、ベッドの上での投票が可能。

(不在者投票管理者の管理のもと、
不在者投票立会人の立会いが必要)

9 投票の方法

手引き

7、8P

(8) 感染症対策

- ・選挙人や立会人等の間隔の確保や定期的な換気等、3密(密閉、密集、密接)の防止に配慮してください。
- ・感染防止のため、投票記載場所やテーブル、椅子・筆記用具等のアルコール消毒等を実施してください。
- ・不在者投票管理者、立会人や事務従事者はマスク等を着用し、直接投票用紙等に触れないようにしてください。

10 投票後の確認

手引き

8P

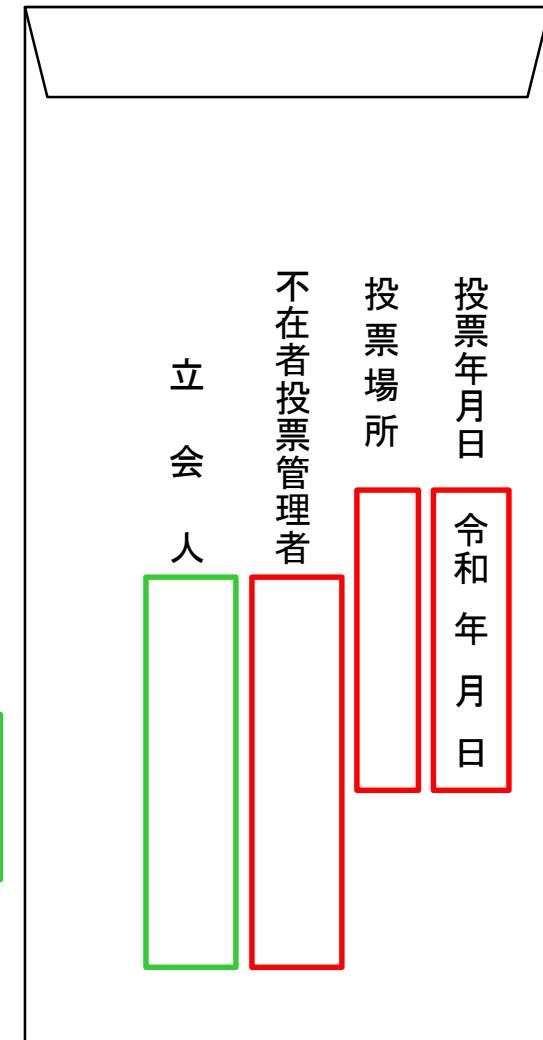
①選挙人の署名を確認

(外封筒おもて面は**選挙の種類**を確認)

②外封筒の裏面に次の事項を記載

- ・投票年月日
- ・投票場所(投票記載場所の部屋名称まで)
- ・不在者投票管理者の職氏名

③不在者投票立会人の署名(自書)

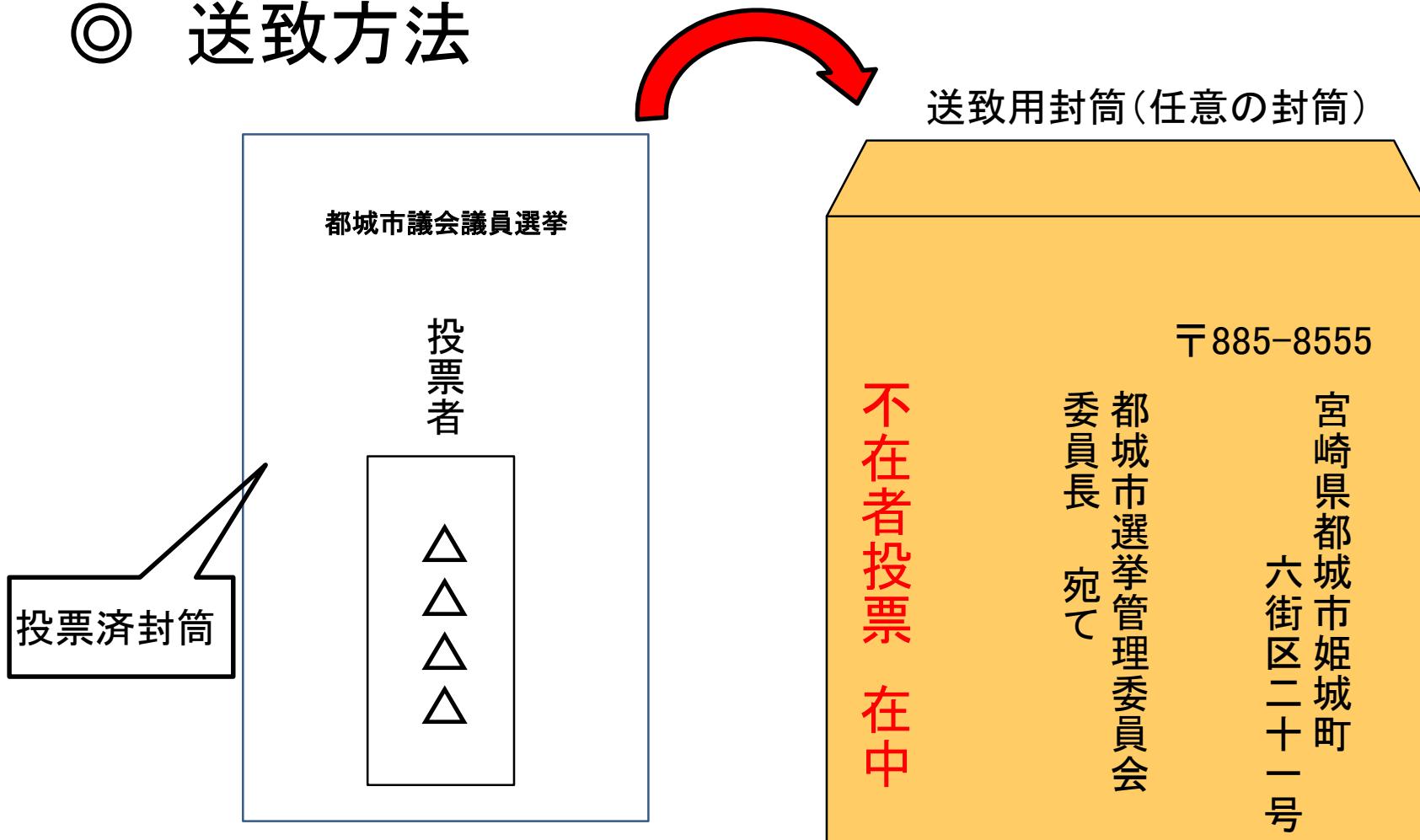


11 不在者投票の送致

手引き

8P

◎ 送致方法



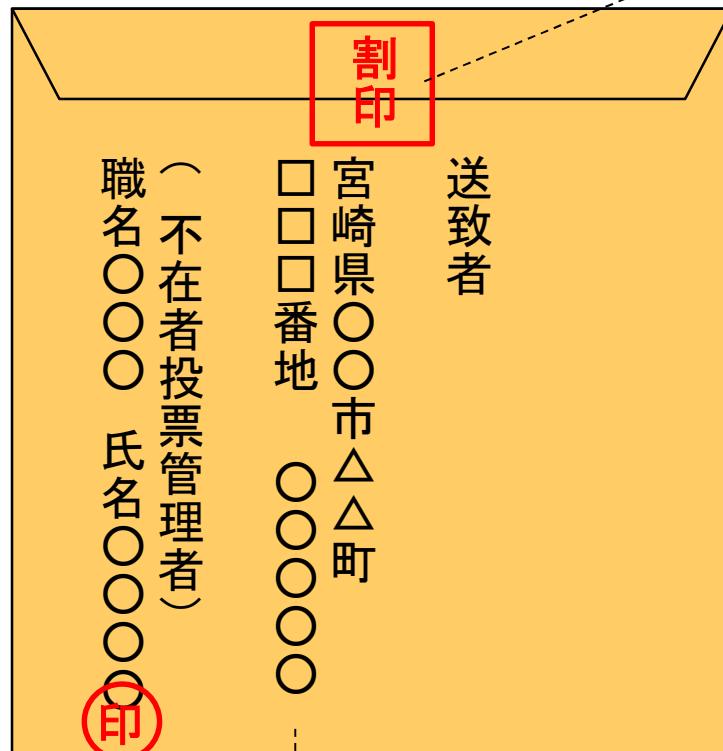
11 不在者投票の送致

手引き

8P

◎送致方法

送致用封筒 裏面



不在者投票管理者の印で割印

不在者投票を行った後
速やかに、直接又は速
達郵便やレターパック
で送致

※ 投票用紙等の請求後に退院等の方
がおられた場合は、送致の際に返還ではなく。その事実が分かつた
時点で、速やかに返還してください。
(投票用紙交付済みのため退院等後の投票ができません。)

施設名

不在者投票事務説明会 2026.1

12 投票用紙及び不在者投票用 封筒の返還

手引き

8P

投票をしなかった選挙人がいる場合、
「不在者投票送致書」(様式7)にその理由を記
載して、市選挙管理委員会へ投票用紙等を
必ず返してください。

13 不在者投票に要する経費の請求

手引き

9P

(1)請求先

都城市選挙管理委員会事務局 宛て

(2)不在者投票に係る経費の請求額

不在者投票をした選挙人1人あたり … 1,236円

(3)外部立会人に係る経費の請求額(市内施設は該当しません)

1日8時間を超える場合は、1日あたり … 12,400円

8時間以下の場合は、1時間あたり … 約1,485円

13 不在者投票に要する経費の請求

手引き

9、10P

(4)請求期限

令和8年2月上旬まで

(5)請求手続

- ・「不在者投票経費請求書(様式8)」
- ・「不在者投票者名簿(様式9)」

【外部立会人に係る経費がある場合】

「外部立会人報告書(様式10)」「領収書の写し」も添付

13 不在者投票に要する経費の請求

手引き

9、10P

(6)請求書の記載についての注意事項

- ・訂正の場合は訂正印が必要（金額の訂正是不可）
- ・不在者投票管理者と口座名義が異なる場合は請求書用紙下部の「委任状」欄の記載が必要

①

管理者 A医療法人 B病院 院長 Cさん
口座名義 A医療法人 理事長 Dさん

②

管理者 A医療法人 B病院 院長 Cさん
口座名義 A医療法人 理事長 Cさん

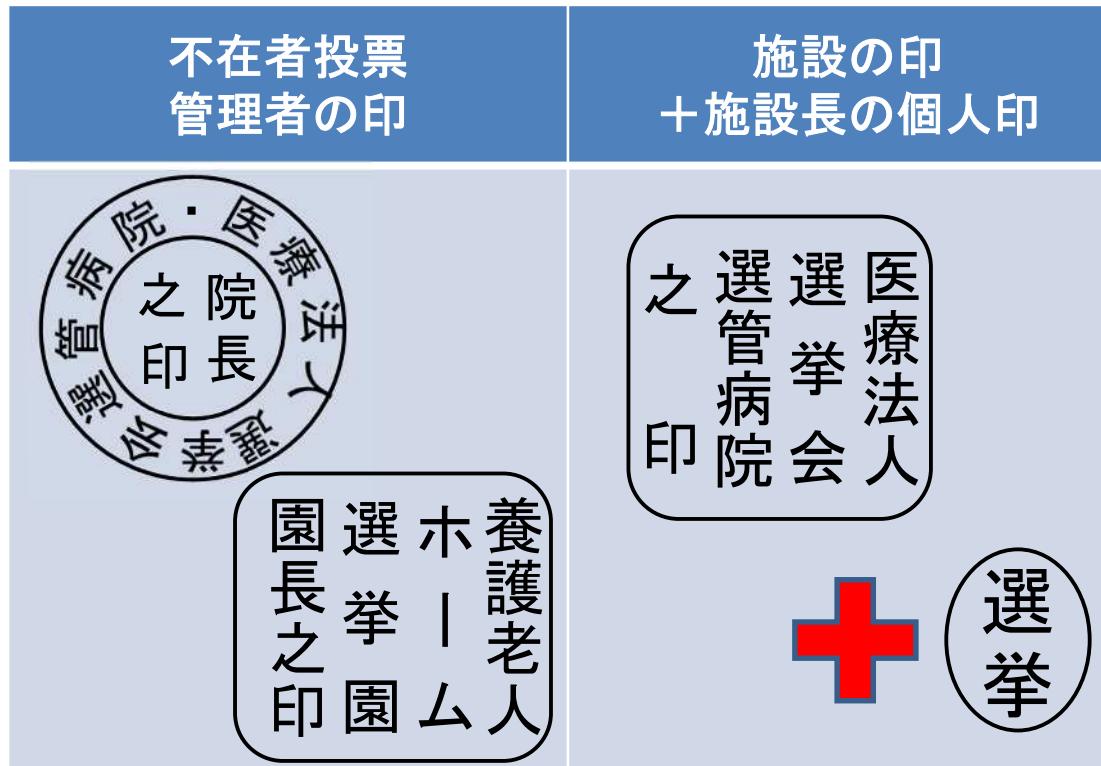
13 不在者投票に要する経費の請求

手引き

9、10P

(6)請求書の記載についての注意事項

押印する印鑑について



その他

◎投票用紙の請求受付先

①直接持参する場合

【1/16(金)～1/24(土) ※1/24(土)請求の場合は、当日送致となります】
コミュニティセンター 1階 児童学習室 8:30～20:00

②郵送の場合

〒885-8555 都城市姫城町 6街区21号
都城市選挙管理委員会事務局 宛て

様式データ請求先

iryou@city.miyakonojo.miayazaki.jp

おわり



お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございました。

適切な不在者投票の実施に御協力をお願いいたします。